

盛岡市
積雪モニタリングシステムに関する
情報提供依頼書

令和7年8月28日
盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

令和 7 年 8 月 28 日

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

1 背景・目的

盛岡市では、冬季の除雪業務において、職員や除雪業者が迅速かつ的確に道路状況を把握できる体制の構築を目指し、令和 8 年度に積雪モニタリングシステムの導入を検討しています。

現在は職員や業者によるパトロールに依存しており、除雪判断に時間とコストがかかっているほか、除雪の遅延が生じており解決すべき喫緊の課題となっております。

本 RFI では、「モニタリングカメラのみの構成」「モニタリングカメラ及び積雪センサーの併用構成」について、技術的・運用的・費用的な観点から広く情報を収集し、今後の仕様の検討に資することを目的としています。

2 RFI スケジュール

項目	日程
RFI 公表	令和 7 年 8 月 28 日
質問受付期間	令和 7 年 8 月 28 日から 9 月 12 日まで
質問回答	令和 7 年 9 月 19 日
情報提供提出期限	令和 7 年 9 月 26 日

3 前提事項

(1) 提案対象の構成

- ・ モニタリングカメラのみ
- ・ モニタリングカメラ及び積雪センサーの併用

(2) 対象地域及び設置環境

- ・ 設置予定箇所は、旧盛岡市域に 6 台、旧玉山村域に 4 台を想定（いずれも山間部を含む）
- ・ 旧盛岡市域には 6 台のモニタリングカメラがすでに設置されており、今回はその入れ替えを想定

(3) 積雪の判定基準

- ・ 積雪深が 10 cm を超えた場合に除雪業者が出動（除雪業者が市からの要請を待たずに出動できる体制を構築できると望ましい）

(4) システムの活用者

- ・ 市職員
- ・ 除雪業者

(5) 通信環境

- ・ LPWA、5G、LTE 等を想定

4 情報提供依頼事項

(1) 技術的提案

- ・ カメラ単体による積雪状況の判定精度（画像解析等）
- ・ センサー併用による積雪深・積雪量の測定精度
- ・ 通信方式（LPWA、5G、LTE 等）
- ・ データの可視化・共有方法（インターフェース等）
- ・ カメラ画像の取得方法（例：常時映像配信、イベント時の映像配信、定期静止画送信）

(2) システム構成・運用方法

- ・ ハードウェア・ソフトウェア構成（カメラのみ／カメラ及びセンサー）
- ・ 除雪業者や職員による活用方法（スマートフォン等での閲覧）

(3) 費用・導入スキーム

- ・ 初期導入費用（例：カメラ 1 台あたりの費用、センサー追加費用等）
- ・ 年間保守費用
- ・ 更新費用

(4) 他自治体での導入事例

- ・ 他自治体での導入実績（カメラのみ／カメラ及びセンサー）
- ・ 効果検証の結果（除雪判断の迅速化、市民満足度向上等）

(5) その他提案事項

- ・ 電源取得の方法
- ・ 通信環境整備の可否
- ・ 実証実験の可否
- ・ 積雪判定精度の担保の方法
- ・ 悪条件（夜間・吹雪・逆光など）での精度
- ・ カメラ及びセンサーの保守点検方法（雪や氷の付着対策等）及びその他サポート体制
- ・ 盛岡市の地形・気候特性を踏まえた提案
- ・ 積雪以外の用途（災害監視、見守り、道路状況確認等）への展開可能性
- ・ データの保存期間、セキュリティ、閲覧権限の管理方法

5 質問受付

(1) 質問方法

質問票を次のメールアドレスあてに提出してください。

toshisen@city.morioka.iwate.jp

(2) 質問票の提出期限

令和7年9月12日（金）まで

6 提出資料及び方法

(1) 提出資料

	提出書類様式	様式
1	情報提供依頼回答書	自由様式
2	システム概要図	
3	参考見積	
4	参考資料（パンフレット等）	

(2) 提出方法

次の送付先へ電子メールへ提出してください。なお、添付データの容量が30MBを超過する場合には、ファイル転送サービスの利用も可とします。

提出先 盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室 地域DX担当あて

メールアドレス toshisen@city.morioka.iwate.jp

ファイル形式 PDF形式にて提出願います。

7 注意事項

- (1) 本RFIへの対応に要する費用は、各情報提供者の負担とします。
- (2) 本RFIは、システム更新に係る情報収集を目的としており、提供いただいた情報提供をもって新システムの構築業者を選定するものではありません。
- (3) 提供いただいた資料は、返却しませんので、予めご了承ください。
- (4) 提供いただいた資料は、当市の内部資料に限りコピー・配布することがあります。
- (5) 提供いただいた情報に関して、後日問合せを行う場合があります。
- (6) 当市から提供した資料等を、当市の上承なく利用または公表することはできません。
- (7) 提出された資料及び概算費用見積書については、公文書として取り扱われます。そのため、盛岡市情報公開条例に基づき「非公開情報」以外は原則、開示請求の対象となることがあります。
- (8) 情報提供依頼にかかる意見及び付随資料に、情報提供者が機密扱い（「非公開情報」）とする情報が含まれている場合には、当該記載個所に機密扱いであることを明記してください。
- (9) 前項の場合、機密情報を取り扱うのは、当市職員と提案者に限ります。他の地方公共団体や他社への配布が必要な場合には別途、事前協議を行います。

8 問い合わせ先

担当：市長公室企画調整課都市戦略室 地域 DX 担当

住所：岩手県盛岡市内丸 12- 2

メールアドレス：toshisen@city.morioka.iwate.jp

電話：019－613-8370